

○財務省告示第三百四十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十五年十月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年十一月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 利付国庫債券（二年）（第三百三

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

三 法律及びそ 十四号）第四条第一項及び財政

四 法の根拠 運営に必要な財源の確保を図る

五 法律の根拠 ための公債の発行の特例に関する

六 法律の根拠 法律（平成二十四年法律第百

七 法律の根拠 第一号）第二十一条及び第四条

八 法律の根拠 第一項並びに特別会計に関する

九 法律の根拠 法律（平成十九年法律第二十三

十 法律の根拠 号）第四十六条第一項及び第六

十一 法律の根拠 十二条第一項

十二 法律の根拠 社債、株式等の振替に関する法

十三 法律の根拠 律（平成十三年法律第七十五号）

十四 法律の根拠 以下「振替法」という。）の規定

十五 法律の根拠 の適用を受けるものとし、その

十六 法律の根拠 振替機関は日本銀行とする。

十七 法律の根拠 価格を競争に付して行われる入

十八 法律の根拠 札（以下「価格競争入札」とい

十九 法律の根拠 う。）による発行（以下「価格競

二十 法律の根拠 争入札発行」という。）、「価格競

二十一 法律の根拠 争入札と同時に行われる入札で

二十二 法律の根拠 あつて、価格競争入札において

二十三 法律の根拠 定められた利率をその利率と

二十四 法律の根拠 し、価格競争入札において募入

四 発行方法

三 振替法の適

用等

十 十 十 十 十
九 八 七 六 五

払 者 入 払 元 償 償
込 者 札 場 利 還 還
期 参 所 金 還 還
日 加 支 額 期 限

平 財 日 額 平 利 て
成 務 本 面 成 子 、
二 大 銀 金 成 を そ
十 臣 行 額 二 支 の
五 か 百 七 十 払 日
年 ら 円 年 十 払 以
十 通 につ 月 十 前
月 知 き 十 月 六
十 受 百 五 月 月
五 け 円 日 間
日 了 に 属
者 者 する